

**岡山市**  
**移動支援事業ガイドライン**

**【令和元年9月】**

**岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課**

## 目次

1. 事業概要	1
2. 障害者の移動を支援する福祉サービス事業体系	1
3. 対象者	3
4. 実施方法	3
5. 移動手段	3
6. 対象となる支援	4
7. 支給量とサービス単価	5
8. 利用者負担	5
9. サービス提供者の資格要件	6
10. 利用手続き	7
11. その他	9
12. 移動支援事業Q & A	10

## 1. 事業概要

屋外での移動に困難がある障害者（児）について、移動支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すため、

- ・ 社会生活上必要不可欠な外出
- ・ 余暇活動等社会参加のための外出

※通勤、営業活動等経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く

- ・ 小学校等への通学のための外出

を対象にガイドヘルパーを派遣し、外出先での代筆、代読及び外出に伴って必要となる介護を提供するサービスです。

## 2. 障害者の移動を支援する福祉サービス事業体系

移動の支援と介護を一体的に提供する必要がある障害者については、障害者総合支援法を根拠とする障害福祉サービスのうち、同行援護、行動援護、重度訪問介護、居宅介護（うち通院等介助、通院等乗降介助）といった「個別給付（マンツーマンでの対応）」でサービスが提供されます。

その他、利用者の個々のニーズや状況に応じた柔軟な支援を行うため、障害者総合支援法を根拠とする地域生活支援事業のメニューにある移動支援事業として、岡山市では、単独での移動が困難な方のニーズに対応するためにマンツーマン支援での移動支援事業を実施しております。

### 【障害の種別・障害の程度と移動系サービス】

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
肢体 不自由者	<b>移動支援</b>	居宅介護（通院等介助）			重度訪問介護		
肢体 不自由児							

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
視覚 障害者	<b>移動支援</b>	居宅介護（通院等介助）			同行援護		
視覚 障害児							

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
知的 障害者	<b>移動支援</b>	居宅介護（通院等介助）		行動援護		重度訪問介護	
知的 障害児							

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
精神 障害者	移動 支援	居宅介護（通院等介助）		行動援護	重度訪問介護		
精神 障害児							

【移動系障害福祉サービスと移動支援事業における移動目的の範囲】

区分	サービス種類	移動目的の範囲
障害福祉サービス	居宅介護 （通院等介助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院への通院</li> <li>・ 官公署への公的手続き</li> <li>・ 指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所へ障害福祉サービスの利用相談に訪れる場合</li> <li>・ 上記事業所での相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合</li> </ul>
	重度訪問介護	社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※以下の外出は除く
	同行援護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤</li> <li>・ 営業活動等の経済活動に係る外出</li> </ul>
	行動援護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通年かつ長期にわたる外出</li> <li>・ 社会通念上適当でない外出</li> </ul>
地域生活支援事業	移動支援	社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※具体的な取扱いは市町村が定める

### 3. 対象者

市内在住の方で、次のいずれかの状態に該当する方。

(ただし、移動支援とサービス内容に重複がある重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の支給決定を受けている方は対象外)

障害種別	対象要件
身体障害者 (児)	以下のいずれかに該当する身体障害者手帳を所持し、単独での移動が困難な障害者(児) <b>視覚障害者(児)</b> ・視覚障害1～6級のいずれかに該当 <b>肢体不自由者(児)</b> ・下肢障害1～4級のいずれかに該当 ・体幹機能障害1～3級のいずれかに該当 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能)の1～4級のいずれかに該当
知的障害者 (児)	・療育手帳を所持し、単独での移動が困難な障害者(児) ・知的障害があると判定されている、単独での移動が困難な障害者(児)
精神障害者 (児)	・統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有し、単独での移動が困難な障害者 ・精神障害があると判定されている、単独での移動が困難な障害児
難病患者等	・障害者総合支援法の対象疾病に起因し、かつ、視覚障害、下肢障害又は体幹機能障害のいずれかに該当する単独での移動が困難な障害者(児)

### 4. 実施方法

岡山市における移動支援事業のサービス提供形態は、利用者1名に対してガイドヘルパーが1名付添う「個別支援型(マンツーマン支援)」としています。

原則は「個別支援型」ですが、身体的特徴や行動面においてヘルパー2人での対応が必要と認められる方については、2人介護対象者として認定(介護加算)を行います。

### 5. 移動手段

徒歩や車いす等以外の移動手段を利用する場合は、原則として公共交通機関(鉄道・路面電車・バス・タクシー・船舶・航空機)を利用していただき、ガイドヘルパーが付添う形となります。

なお、利用者本人とガイドヘルパーの運賃はサービス費の対象外となり、別途負担が生じます。

※障害者の方を対象とした「公共交通機関等の割引等の制度」については、岡山市障害福祉課のホームページ(URLは、[http://www.city.okayama.jp/hofuku/shougai/shougai\\_00087.html](http://www.city.okayama.jp/hofuku/shougai/shougai_00087.html))内「障害者のしおり」にて概要を記載しておりますので、ご確認ください。

※タクシーのうち、介護タクシーや福祉タクシーと呼ばれるものについては、道路運送法上の許可や登録が必要になり、許可や登録を受けずに自家用車等を利用して有償で障害者等の移送を行うことは「白タク行為」として禁止されています。

## 6. 対象となる支援

### ○移動支援の対象となる外出・対象とならない外出

対象となる外出	例
社会生活上必要不可欠な外出	官公庁への手続き、選挙、病院への通院、入退院及び入院中の外泊・外出
余暇活動等社会参加のための外出	文化施設・体育施設・観光施設等の利用、買い物、理容・美容、冠婚葬祭、金融機関の利用、就職活動（報酬が発生しない活動に限る）、各種団体の会合、外食
小学校等への通学のための外出	小学、中学、高校への送迎、スクールバス停までの送迎

対象とならない外出	例
経済活動に係る外出	通勤、営業活動、その他収入を得ることを目的とした外出
通年かつ長期にわたる外出	通学（大学、専門学校等）、作業所・事業所への通所
社会通念上適当でない外出	布教活動、政治活動、ギャンブル、飲酒、公序良俗に反する外出

### ○移動支援の対象となる支援内容・対象とならない支援内容

対象となる支援内容	例
外出の準備に伴う支援	健康状態のチェック、更衣介助、手荷物の準備
移動に伴う支援	車への乗降介助、交通機関の利用補助
外出中やその外出前後におけるコミュニケーションの支援	代読、代筆
外出先で必要となる支援	排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入支援

対象とならない支援内容	例
具体的な支援を行う必要がない場合	病院等での単なる待機時間、利用者を預かる行為
遊び相手となる行為	キャッチボールの相手やカラオケと一緒に歌うなどの行為

## 7. 支給量とサービス単価

支給量	1ヶ月あたり 50 時間まで
サービス単価	30 分の支援につき 900 円 介護加算対象者は、上記に加え 1 日につき 1,000 円加算

※介護加算とは・・・利用者の障害の状態像からヘルパー 2 人による支援が必要と認められた方に支援が行われた場合には、通常のサービス単価に上乗せして支払われるもの。

## 8. 利用者負担

### ○事業者から受けた支援に対する利用者の負担金

市民税非課税世帯・生活保護世帯の方には利用者負担額は発生しません。

市民税課税世帯の方には、サービスに係る総費用の 1 割の負担が発生します。

利用者負担額	=	サービスに係る総費用	×	負担割合	
		サービス単価×時間（30 分単位・上限 50 時間） ※介護加算対象者は上記に介護加算額を加算		市民税課税世帯	1 割
				上記以外	0 割

※世帯の範囲は、障害福祉サービスと同じ。

障害者（18 歳以上）は、本人及び配偶者

障害児（18 歳未満）は、障害児の保護者の属する住民基本台帳上の世帯

※利用者が市民税の課税世帯か否かの判断は、当年度の市民税の賦課時期が 6 月中頃であることから、移動支援の支給開始年月が当年 1～6 月の場合は前年度の市民税課税状況で判断し、当年 7～12 月の場合は当年度の市民税課税状況で判断することとしています。

### 計算例 1

月に 50 時間の支援が行われた場合、1 割負担の利用者には、9,000 円の負担が発生。

（900 円×2×50 時間×1 割=9,000 円）

### 計算例 2

2 人介護が認められている方に月に 25 日間で 50 時間の支援が行われた場合、1 割負担の利用者には、11,500 円の負担が発生。

（（900 円×2×50 時間+1,000 円×25 日）×1 割=11,500 円）

### ○外出に伴い発生する費用

移動中の介助等の支援に伴って利用者・ヘルパーに発生する以下の費用については、公費負担の対象外となります。そのため、これら費用の取扱いについては契約時に重要事項説明書等で説明をする必要があります。

- ・目的地までの交通費
- ・外出先での飲食費
- ・文化施設等への入場料等

## 9. サービス提供者の資格要件

岡山市移動支援事業では、ヘルパーの資格要件として、サービスを提供する場合は、「居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）に規定する研修の資格が必要です。

### 【岡山市における移動支援に従事するヘルパーの資格要件】

	資格の種類	利用者の障害種別				
		身体障害		知的障害	精神障害	難病患者等
		視覚	肢体不自由			
1	介護福祉士	×	○	○	○	○
2	実務者研修修了者	×	○	○	○	○
3	居宅介護職員初任者研修修了者等	×	○	○	○	○
4	障害者居宅介護従業者基礎研修修了者等	×	○	○	○	○
5	重度訪問介護従業者養成研修修了者等	×	○	○	○	○
6	同行援護従業者養成研修修了者等	○	×	×	×	×
7	行動援護従業者養成研修修了者等	×	×	○	○	○
8	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修課程を修了した者	×	○	○	○	○
9	平成 18 年 3 月 31 日において身体障害者居宅介護事業、知的障害者居宅介護事業、児童居宅介護事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事等証明を受領した者	×	○	○	○	○
10	視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者等	○	×	×	×	×
11	全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者等	×	○	○	○	×
12	知的障害者外出介護従業者養成研修修了者等	×	○	○	○	×

## 10. 利用手続き

### ○申請から利用決定まで

#### ①相談窓口一覧を参照の上、所管の窓口へ申請

(申請に必要なもの)

- ・ 地域生活支援事業利用申請書
- ・ 印判
- ・ 障害者であることを証する書類
  - (身体) 身体障害者手帳
  - (知的) 療育手帳
    - 医師診断書(障害児に限る)
  - (精神) 精神障害者保健福祉手帳
    - 自立支援医療受給者証(精神通院医療)
    - 医師診断書又は年金証書(精神疾患を事由とするもの)
  - (難病) 医師診断書(障害者総合支援法の対象疾病に起因し、かつ、視覚障害、下肢障害又は体幹機能障害があり、屋外での移動が困難である旨を記述したもの)

#### ②利用決定した場合には、移動支援支給決定通知書と移動支援受給者証を送付します

#### ③ご利用される方は移動支援事業所へ直接申し込み、受給者証を提示して契約してください

### 【相談窓口一覧】

(身体障害・知的障害・障害児に係る窓口)	
福祉事務所	郵便番号・所在地・連絡先
北区中央	〒700-8546 北区鹿田町1-1-1 (保健福祉会館1階) TEL:803-1209 FAX:803-1753
北区北	〒700-0071 北区谷万成2-6-33 (北ふれあいセンター内) TEL:251-6530 FAX:251-6511
御津支所(総務民生課)	〒709-2198 北区御津金川1020 TEL:724-1111 FAX:724-1117
建部支所(総務民生課)	〒709-3198 北区建部町福渡489 TEL:722-1112 FAX:722-3903
中区	〒703-8566 中区赤坂本町11-47 TEL:901-1231 FAX:272-7410
東区	〒704-8116 東区西大寺中2-16-33 (西大寺ふれあいセンター内) TEL:944-1822 FAX:944-1833
瀬戸支所(総務民生課)	〒709-0897 東区瀬戸町45 TEL:952-1112 FAX:952-1126
南区西	〒701-0205 南区妹尾880-1 (西ふれあいセンター内) TEL:281-9620 FAX:281-9621
灘崎支所(総務民生課)	〒709-1215 南区片岡207 TEL:363-5201 FAX:363-5207
南区南	〒702-8021 南区福田690-1 (南ふれあいセンター内) TEL:230-0321 FAX:261-7090

(精神障害・難病に係る窓口)	
保健所・保健センター	郵便番号・所在地・連絡先
北区中央	〒700-8546 北区鹿田 1-1-1 (保健福祉会館 2 階) TEL: 803-1265 FAX: 803-1868
北区北	〒700-0071 北区谷万成 2-6-33 (北ふれあいセンター内) TEL: 251-6515 FAX: 251-6516
御津・建部分室	〒709-3198 北区建部町福渡 489 (建部支所総務民生課内) TEL: 722-1114 FAX: 722-3903
中区	〒702-8002 中区桑野 715-2 (岡山ふれあいセンター内)
東区	〒704-8192 東区西大寺中野本町 4-5
南区西	〒701-0205 南区妹尾 880-1 (西ふれあいセンター内)
南区南	〒702-8021 南区福田 690-1 (南ふれあいセンター内)

#### ○移動支援事業所との契約について

岡山市の移動支援事業者として登録を受けている事業所であれば利用可能です。

(岡山市が特定の事業所を紹介、あっせんするわけではありません。)

岡山市へ登録している移動支援事業所一覧(最新情報)は岡山市障害福祉課のホームページ(URLは、[http://www.city.okayama.jp/hofuku/shougai/shougai\\_00096.html](http://www.city.okayama.jp/hofuku/shougai/shougai_00096.html))内の「地域生活支援事業所名簿：移動支援事業」にて確認してください。

事業所と契約後は、事業所が作成する移動支援計画書に基づいてサービスが提供されることとなります。

事業所へ岡山市から支払われる支援に対する費用は月 50 時間を上限としているため、これを上回って利用した時間のサービス費は全額利用者の負担となります。

## 11. その他

### ○移動支援事業の対象となる在宅者の範囲

自宅以外にお住まいの施設入所者等であって、入所者の通院等を含めた日常生活上の支援が行われる施設等をご利用の方は、移動支援事業の対象となる在宅者の範囲に含まれません。

法律	施設名	対象	備考
介護保険法	養護老人ホーム	×	
	特別養護老人ホーム	×	
	ケアハウス	△	※3参照
	軽費老人ホーム	○	
	グループホーム	○	
	介護老人保健施設	△	入退院、外出、外泊時の利用は可能
	介護療養型医療施設	△	入退院、外出、外泊時の利用は可能
	有料老人ホーム	△	※3参照
障害者総合支援法	障害者支援施設	△	入所にかかる報酬が算定されない期間で必要と認められる場合は可能
	共同生活援助（グループホーム）	○	
	福祉ホーム	○	
	療養介護を行う病院に入院している者	△	入退院、外出、外泊時の利用は可能
児童福祉法	乳児院	×	
	児童養護施設	×	
	障害児入所施設（医療機関含む）	△	入所にかかる報酬が算定されない期間で必要と認められる場合は可能
生活保護法	救護施設	×	
	更生施設	×	
	授産施設	×	
その他	医療機関に入院しているもの	△	入退院、外出、外泊時の利用は可能

※1 無届の施設に入所している場合、公的援助をうけていないことから、在宅扱いとする。

※2 学校に通学するため、寄宿舎又は寮を利用している者については在宅扱いとする。

※3 特定施設入所者生活介護事業者である場合、以下のものに係る移動については利用不可。

- ・当該特定施設の行事、機能訓練、健康管理の一環として行われるもの
- ・当該特定施設が定めた協力医療機関等への通院又は入退院

## 12. 移動支援事業Q & A

移動支援事業についての疑問に対して標準的な考え方を示したものであり、記載された考え方については今後見直される場合もあります。

また、個々の支援の必要性、判断の目安等について疑問点等ありましたら、支援を行う前に障害福祉課へ確認してください。

### 移動手段等について

Q	電動車いすを利用していますが、移動支援は利用できますか？
A	補装具における電動車いすの給付目的は移動が自立できることにあります。自立して移動をすることができる場合には、移動支援の対象にはなりません。ただし、移動のために支援が必要と認められる場合（支援は客観的にみて妥当であるものと認められる必要があります。）には、必要な支援を移動支援計画に明記したうえで、利用することになります。

Q	自転車での移動支援利用はできますか？
A	移動支援は「常時介護できる状態での付添い」が前提となるため、利用者にヘルパーが自転車で併走して見守る等、自転車での移動支援は原則対象とできません。 ただし、公共の交通機関の利用や徒歩での移動が困難で、自転車による移動が最も適切だと考えられる場合で、利用者が目的地までの自転車運転経路を覚えることができない等、障害特性により、目的地までの案内等の支援が必要な場合には、その移動の目的、支援の方法が適切かつ妥当であり、安全性が担保できる場合に限り、ヘルパーが自転車で併走して案内する等の支援を認めることは可能です。

Q	一般乗用旅客自動車運送事業や福祉有償運送の利用中には、移動支援は利用できますか？
A	一般乗用旅客自動車運送事業や福祉有償運送は、単独での移動が困難な方への乗降車等の支援を伴う移送サービスであり、支援内容が移動支援と重複するため、原則として利用中は移動支援の対象時間となりません。また、乗車中はヘルパーが運転中のため、「常時支援が行える状態で付添い」ができない時間帯となるため、通常は移動支援として算定できない時間となります。しかし、必要とする支援が、移送サービスで提供される範囲を超えるような場合（例えば乗車中に別途ヘルパーが付添い、支援を行う必要がある等）については、移動支援の利用は可能です。

Q	利用者本人が所有する自動車を利用者本人が運転し、ヘルパーが同乗する場合に移動支援は利用できますか？
A	利用者本人が運転する場合はヘルパーが「常時介護できる状態」とはいえないため、移動支援の支援対象時間とすることはできません。ただし、目的地での移動支援時間は支援の対象となります。なお、本来このような利用は交通事故や車内事故等が生じた場合の責任の所在の問題もあり、好ましくありませんが、やむを得ず行う場合は、万一来に備え、事前に利用者と協議し、事業者としてヘルパーを同乗させることに対して責任の所在を明確にしてください。

Q	利用者本人や保護者が所有する自動車をヘルパーが運転して移動支援を利用できますか？
A	ヘルパーが運転している間は、ヘルパーが「常時介護できる状態」とはいえないため、移動支援の支援対象時間とすることはできません。なお、本来このような利用は交通事故や車内事故等が生じた場合の責任の所在の問題もあり、好ましくありませんが、やむを得ず行う場合は、万一来に備え、事前に利用者と協議し、事業者としてヘルパーを同乗させることに対して責任の所在を明確にしてください。

Q	家族・友人・ボランティアの運転する自動車に利用者とヘルパーが同乗して移動支援を利用することはできますか？
A	保護者等が付添いできる場合には、移動支援の対象外の取扱いとしています。 ボランティア・友人・家族による運転は、交通事故や車内事故等が生じた場合の責任の所在があいまいになる等の問題もあり、好ましくありません。移動支援を利用していただく場合には公共交通機関を利用していただくことが原則です。

## 外出先・外出目的等について

Q	市外への外出や複数の目的地に行く際に移動支援を利用することはできますか？
A	利用できます。また、1回で複数の目的地に外出することも可能ですが、目的地の中に移動支援の対象とならないものが含まれていた場合は、その外出の全てが移動支援の対象となりません。

Q	家族が運転する車で目的地に行き、介護人と待ち合わせて目的地のみで移動支援を利用することはできますか？
A	移動支援事業は、自宅を起点・終点とし、公共交通機関等の利用が原則となりますが、目的地までの移動手段として家族による支援、目的地のみでの移動支援が必要かつ最も適切な支援として認められる場合には例外的に認められます。 なお、家族運転による目的地までの移動については、利用者の安全性が確保されており、家族運転中に支援が行われないことが妥当かどうかについて確認しておく必要があります。

Q	通院の場合、病院内の移動の介助はできますか？
A	移動支援の対象となるのは通院先で受診の手続きを行うまでの範囲となります。病院内の移動等の介助は、基本的には病院スタッフにより対応されるべきものですので、まずは通院先でご相談ください。ただし、通院先のスタッフによる対応が困難等のやむを得ない事情がある場合には、院内の移動にかかる支援は可能です。この場合には、移動支援計画に、「病院スタッフによる院内介助が得られないことが確認された経緯」、「院内介助が必要な理由と具体的な支援内容」を記載していただく必要があります。院内介助が認められる場合であっても診察室・透析室内等で医療機関関係者の管理下にある場所は支援の対象外の扱いとなりますのでご注意ください。(利用者からのヘルパーへの付き添い希望があり、同席した場合であっても事業所は支援時間として算定できません。)

Q	神社への参拝に移動支援は利用できますか？
A	個人の信仰による参拝は利用可能です。宗教活動と認められ利用できないものは、布教活動や勧誘等の活動です。一般的に行われる宗教行事（初詣・法事・クリスマスイベント等）での利用も可能です。

Q	講演会での講師をしてほしいと頼まれたため、無償で講演を行う場合に移動支援の利用はできますか？
A	無償の場合は「経済活動を伴わない外出」となりますので、利用可能です。

Q	保護者同伴となっている施設内で移動支援を利用することはできますか？
A	保護者に代わってヘルパーが同伴することについて、保護者及び施設の了解がある場合には利用可能です。

Q	病院へ入院中の場合で一時帰宅する際に移動支援は利用できますか？
A	外泊時や入退院時における医療機関と自宅までの往復に移動支援の利用は可能です。医療機関に入院中の外出・外泊に伴う移動中の支援には、障害福祉サービス（同行援護、行動援護、重度訪問介護における移動中介護）が利用できる取扱いとなっています（平成 28 年 6 月 28 日障障発第 0628 第 1 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）が、移動支援についても障害福祉サービスと同様の取扱いとしています。

Q	保護者が帰宅するまでの時間について、一時的に移動支援事業所内で障害児等を一時預かりしてもらいたいのですが移動支援として利用できますか？
A	移動支援は外出支援を目的としているため、外出支援を目的としない「預かり行為」は利用対象外となります。

## 通学等について

Q	移動支援を利用できる学校の範囲は？
A	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校への通学が対象となります。

Q	保育園・幼稚園への通園に移動支援は利用できますか？
A	児童に対する移動支援は、基本的に児童が1人で外出できる場合に利用可能としているため、原則利用できません。(障害の有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではない。)なお、児童には障害がないが、保護者等に障害があることにより、児童の通園を保護者等がガイドできない場合には、保護者等に対する移動支援として対象となります。

Q	電車移動による修学旅行があり、集合・解散場所が最寄りの駅とされていて、保護者等が送迎等の対応ができないときに、移動支援を利用することはできますか？
A	修学旅行・林間学校等の集合場所が学校外の場所で、集合・解散場所への送迎が必要な場合については移動支援が利用できます。ただし、行事中の付き添いについては、利用の対象となりません。

Q	学校行事(遠足、社会見学等)で外出する際に移動支援を利用することはできますか？
A	学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。学校教育課程内における学校内での移動も同様に対象外です。

Q	自宅に帰宅した後に出かけると遠回りになるため、学校からの下校途中に、直接お店等に立ち寄らせたいのですが、移動支援を利用することはできますか？
A	社会通念上、学校帰りの「寄り道」と考えられる外出等、通学のルールに従わない利用はできません。

Q	小学校の授業終了後に放課後児童クラブへ移動する際に移動支援は利用できますか？
A	保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブについては、小学校への通学に付随するものになりますので移動支援の利用対象となります。

Q	休日に学校で行われる部活動に参加させたいのですが、移動支援を利用することはできますか？
A	可能です。ただし、支援の対象となるのは学校までの送迎についてであり、部活動中の移動については対象となりません。

Q	移動支援を利用してプールに行く場合、プール中の介助もできますか？
A	学校やジム等での教員や指導員等が配置されている場合は利用できませんが、指導員等が配置されていない開放プール等を余暇活動の一環として利用する場合には、利用者の安全が確保されていることを条件として利用可能です。(ただし、プール内において利用者をただ単に見ているだけや遊び相手となる行為は移動支援の対象とはなりませんのでご注意ください。)

Q	放課後等デイサービス等と学校・自宅間の送迎に移動支援は利用できますか？
A	通所での利用（通年かつ長期にわたる外出）となりますので利用できません。

Q	移動支援の支給決定を受けている児童が移動支援の開始予約時間に保護者等の予定が入り、自宅で児童のみで留守番をしてヘルパーと待ち合わせることになりましたが、保護者等からのヘルパーの引き渡しを経ずに利用はできますか？
A	児童の安全確保の観点から予約時間を変更する等の対応の上、移動支援の開始時・終了時には、保護者等への引渡しを経てください。なお、移動支援終了時には、保護者等がサービス提供の履行確認印をヘルパーが所持する実績記録票に押印する必要があります。

### 利用にかかる費用等について

Q	外出前に体調不良となり、その日の移動支援の利用をキャンセルした場合に利用料は発生しますか？
A	移動支援の利用料は、事業所から移動支援を受けたことについて支払うものです。事業所から利用者の自宅までのヘルパー派遣にかかる交通費等は市から事業所へ支払われるサービス費には含まれないものですので、契約時にキャンセル時の取扱いについて事業所から説明を受けてください。

Q	移動支援の出発地点である自宅まで事業所からヘルパーに来てもらうための交通費や駐車場代は利用者が負担しなければならないのですか？
A	事業所と利用者宅間のヘルパーの交通費・駐車場代は事業所の行う通常の移動支援実施エリア内においては利用者へ請求できません。移動支援実施エリアを超えた自宅までヘルパーに来てもらうことを利用者自らが求めた場合には、契約時に事業所側から説明を行い、同意を得た上で、これにかかる交通費・駐車場代の実費相当額のみ請求することができます。

## 支援内容等について

Q	2人のヘルパーから支援を受けられる場合の要件は？
A	ヘルパーが2人で支援することについて利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合です。 ① 身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合 ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合 ③ その他利用者の状況から判断して、上記①又は②に準ずると認められる場合 ※障害福祉サービスにおける居宅介護の2人のヘルパーによる介護の要件と同じです。 該当する方は、利用証に「移動介護加算」と表記されます。
Q	自宅内での代筆・代読も支援の内容に含まれますか？
A	移動支援は、外出時における移動に係る支援が対象となりますので、自宅内での代筆・代読は対象となりません。ただし、自宅等からの出発前、到着後の外出に関するコミュニケーション支援は対象となります。自宅内における郵便物・回覧板の代読、手紙の代筆については、居宅介護（家事援助）で利用することが可能なものです。
Q	スーパー銭湯・温泉等への外出の場合、入浴に伴う介助は移動支援の対象となりますか？
A	公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。
Q	就職活動において移動支援は利用できますか？
A	移動支援は、「通年かつ長期にわたる外出」や「経済活動」を対象としていませんが、報酬の生じない、就職活動の場合は、移動支援事業の対象となります。
Q	ヘルパーが自分の家族である障害者に対して移動支援を行うことはできますか？
A	移動支援事業者は、ヘルパーにその同居の家族である障害者に対してサービス提供させてはいけません。また、ヘルパーとして直接支援を行わなくても、事業所の代表者やサービス管理者等として家族である障害者へ支援することも同様にできません。
Q	プライバシーに関わる場面にヘルパーの立ち会いができますか？
A	利用者が希望し、同席することに相手方の同意を得ることができた場合にはできます。なお、立ち合い時に知り得た情報については守秘義務があります。
Q	居宅介護に引き続いて、同じヘルパーが移動支援を提供できますか？
A	できません。ただし、支援内容が居宅介護と移動支援のどちらでの支援なのか切り分けを計画で明確にしておく必要があります。

Q	移動支援を受けられる時間やエリアはどのようになるのですか？
A	サービス提供時間帯や提供エリアは、登録を受けている各事業所が岡山市へ届け出ている内容になります。

Q	移動支援計画は必要ですか？また、サービス提供にあたって移動支援計画はどのように作成するのですか？
A	<p>移動支援計画の作成は、利用者が事前に自分の受けるサービスを知るために必要であり、ヘルパーが提供するサービスを理解するためにも重要なものです。必ずサービスの提供前にサービス提供事業者が作成し、利用者に確認していただくこととなります。また、計画を変更する必要がある場合には、事前に利用者へ変更について説明を行い、了承を受けた上でサービスを提供することとなります。</p> <p>※移動支援計画には、日常生活の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容（提供日時、出発地、目的地、利用時間（サービスの対象とならない時間も明記。）交通手段、利用料金、必要となる支援、留意事項その他サービスを提供するに当たり必要な事項）具体的な支援の内容）等を具体的に記載する必要があります。</p>

## その他

Q	移動支援を提供できる事業所は岡山市外にもありますか？
A	<p>市内、近隣市外と併せて100を超える事業所の登録があります。最新の登録事業者名簿は岡山市障害福祉課のホームページに掲載している地域生活支援事業者名簿で確認することができますのでご確認ください。（事業所によっては、利用できる障害種別に限定がある場合があります。）</p> <p>岡山市が実施する移動支援事業所の登録をするためには</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山市内に事業所を有すること</li> <li>・障害福祉サービス事業所の指定を受けていること</li> <li>・適切な移動支援サービスを実施できること</li> </ul> <p>のいずれも満たすことが要件となっていますが、障害福祉サービスの指定を受けている事業所で岡山市内に事業所を持たない市外の事業所であっても岡山市内の一部エリアをサービス提供エリアとしている事業所もあることから、岡山市内に事業所を持たない事業所でも例外的に岡山市の登録を受けている近隣市の事業所もあります。</p>